

国会における憲法論議の推進と広く国民的議論の喚起を求める意見書

日本国憲法は、昭和22年5月3日の施行以来、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重の三原則の下、我が国の発展に重要な役割を果たしてきた。この三原則こそ、現憲法の根幹を成すものであり、今後とも堅持されなければならない。

現在、我が国を巡る内外の諸情勢に大きな変化が生じていることに鑑みれば、憲法は、国家の基本法として、我が国の直面する諸課題に的確に対処できることが求められる。

国会でも、平成19年の憲法改正国民投票法の成立に伴い、憲法審査会が設置され、憲法論議が始められている。

よって、町田市議会は、国会及び政府に対し、国の責任において、日本国憲法について、活発かつ広範な議論を推進するとともに、広く国民的議論を喚起するよう強く要請するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。